

## 低炭素建築物工事完了報告についてのお願い

### 低炭素認定建築物の工事完了時には 工事が完了した旨の報告書(完了報告書)の提出が必要です

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条により、低炭素認定建築物に係る工事が完了したときは、速やかに工事が完了した旨の報告書を提出してください。

提出の際には、以下の資料を添付くださいますようお願いいたします。(正・副2部)

- 報告書「工事が完了した旨の報告書」(市施行細則様式第4号)
  - ・様式は大津市ホームページの「低炭素建築物認定制度」のページよりダウンロードしてください。
- 委任状(代理者が認定申請時に報告手続を委任されていない場合のみ)
- 建築基準法に基づく検査済証の写し
- 工事完了後における全景写真
- 工事中の軽微な変更に関する図書(工事中に軽微な変更があった場合のみ)



#### ○工事完了後における全景写真について

- ・太陽光発電設備がある場合は当該設備についても確認できるように写真を撮影して下さい。

お問い合わせ：大津市 建築指導課

TEL 077-528-2774

FAX 077-523-1505